



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令	所管課(室)名
○長崎県決裁規程の一部改正	新行政推進室

訓 令

長崎県訓令第1号

本 庁
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(副知事の共通決裁事項)</p> <p>第5条 副知事は、本庁の部長、局長、危機管理監及び理事の<u>服務に関する願出及び届出の受理に関すること</u>について決裁することができる。</p> <p>(部長、局長、統轄監及び危機管理監の共通決裁事項)</p> <p>第6条 本庁の部長、局長、統轄監及び危機管理監（以下「部長等」という。）は、次に掲げるものについて決裁することができる。</p> <p>(1) <u>規則の軽易な改廃に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) <u>重要な審査請求及びその他の審査請求に対する裁決に関すること。</u></p> <p>(16)及び(17) 略</p> <p>(18) 略</p>	<p>(副知事の共通決裁事項)</p> <p>第5条 副知事は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1) <u>本庁の部長、局長、危機管理監及び理事の服務に関する願出及び届出の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>規則の軽易な改廃に関すること。</u></p> <p>(3) <u>重要な許可、認可等の行政処分に関すること。</u></p> <p>(4) <u>重要な審査請求に関すること。</u></p> <p>(部長、局長、統轄監及び危機管理監の共通決裁事項)</p> <p>第6条 本庁の部長、局長、統轄監及び危機管理監（以下「部長等」という。）は、次に掲げるものについて決裁することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>広報及び刊行物の発行に関すること。</u></p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>(16) <u>審査請求に対する裁決に関すること。</u></p> <p>(17)及び(18) 略</p> <p>(19) <u>管理する普通財産を行政財産に編入すること。</u></p> <p>(20) <u>普通財産の引継ぎに関すること。</u></p> <p>(21) <u>行政財産の用途変更、使用許可及び使用許可の取消しに関すること。</u></p> <p>(22) 略</p> <p>(23) <u>長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）</u></p>

<p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>2 及び 3 略 (出納局長の決裁事項)</p> <p>第7条 出納局長は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1) 規則の軽易な改廃に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15)～(18) 略 (課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 広報及び刊行物の発行に関すること。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>(23) 法人、団体等の役員の就任及び退任の届出並びに報告書の受理に関すること。</p> <p>(24)～(27) 略</p>	<p>第10条ただし書の規定による代金支払に関すること。</p> <p>(24) 1件の設計額が5億円未満の工事の起工に関すること。</p> <p>(25) 既に起工された工事の設計変更に関すること（変更後の1件の設計額が5億円未満のものに限る。）。</p> <p>(26) 1件の設計額が6,000万円を超える工事の起工に係る指名業者の選定に関すること。</p> <p>(27) 1件の予定価格が7,000万円未満の公有財産の取得に関すること。</p> <p>(28) 1件の時価見積額が7,000万円未満の公有財産の寄附の受納に関すること。</p> <p>(29) 1件の予定価格が7,000万円未満の公有財産の処分、交換及び貸付け並びに物品の貸借及び財産の賃借に関すること。</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 第18号及び前4号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。</p> <p>(32) 既に決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関すること。</p> <p>(33) 法人、団体等の役員の就任及び退任の届出並びに報告書の受理に関すること。</p> <p>(34) 物品の寄付の受納に関すること。</p> <p>(35) 10万円を超える現金の寄付の受納に関すること。</p> <p>(36) 略</p> <p>2 及び 3 略 (出納局長の決裁事項)</p> <p>第7条 出納局長は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>(14) 広報及び刊行物の発行に関すること。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 行政財産の用途変更、使用許可及び使用許可の取消しに関すること。</p> <p>(17) 1件の予定価格が7,000万円以内の物品の貸借及び財産の賃借に関すること。</p> <p>(18) 工事及び公有財産に係るもの並びに前号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。</p> <p>(19) 既に決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関すること。</p> <p>(20) 法人、団体等の役員の就任及び退任の届出並びに報告書の受理に関すること。</p> <p>(21) 物品の寄附の受納に関すること。</p> <p>(22) 10万円を超える現金の寄付の受納に関すること。</p> <p>(23)～(26) 略 (課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 定例的又は軽易な通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 軽易な広報及び刊行物の発行に関すること。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>(23)～(26) 略</p>
--	---

- (28) 管理する普通財産を行政財産に編入すること。
 - (29) 普通財産の引継ぎに関すること。
 - (30) 1件の予定価格が7,000万円未満の公有財産の取得（土地については、7,000万円未満又は1件2万平方メートル未満のものとする。）に関すること。
 - (31) 1件の時価見積額が7,000万円未満の公有財産の寄附の受納（土地については、7,000万円未満又は1件2万平方メートル未満のものとする。）に関すること。
 - (32) 長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）第10条ただし書の規定による代金支払に関すること。
 - (33) 行政財産の用途変更、使用許可及び使用許可の取消しに関すること。
 - (34) 公有財産の所管換え及び所属替えに関すること。
 - (35) 1件の予定価格が7,000万円未満の公有財産（土地については、7,000万円未満又は1件2万平方メートル未満のものとする。）の処分、交換に関すること。
 - (36) 1件の予定価格が7,000万円未満の物品の取得（基金による取得を含む。）及び物品の寄附の受納並びに物品の処分に関すること。

 - (37) 財産の管理及び貸借並びに物品の取得、処分、管理及び貸借に伴う出納の通知に関すること。
 - (38) 現金の寄附の受納に関すること。
 - (39) 略
 - (40) 1件の設計額が5億円未満の工事の起工に関すること。

 - (41) 既に起工された工事の設計変更に関すること（変更後の1件の設計額が5億円未満のものに限る。）。
 - (42) 工事の起工に係る指名業者の選定に関すること。

 - (43) 略

 - (44) 第9号、第30号、第35号、第36号、第40号及び第41号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。
 - (45) 各かいに対する予算令達に関すること。
 - (46) 既に決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関すること。
 - (47～(51) 略

 - (52) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。

 - (53) 略
- 2～4 略
 （地方機関の長の共通決裁事項）
 第10条 地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる（保健所長及び家畜保健衛生所長を除く。）。
- (1)～(20) 略
 - (21) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。

- (27) 各かいに対する予算令達に関すること。

 - (28) 物品の取得（1件の予定価格が7,000万円未満の取得（基金による取得を含み、寄附の受納の決定を除く。））、管理及び処分並びに第6条第1項第28号及びこれに伴う出納の通知に関すること。

 - (29) 10万円以下の現金の寄附の受納に関すること。
 - (30) 略
 - (31) 1件の設計額が1億円以内の工事の起工及び設計変更並びに当初の設計額が1億円を超える工事であって当初の設計額の範囲内とする軽易な設計変更に関すること。

 - (32) 1件の設計額が6,000万円以内の工事の起工に係る指名業者の選定に関すること。
 - (33) 略
 - (34) 1件の予定価格が3,000万円以内の公有財産の取得に関すること。
 - (35) 1件の時価見積額が3,000万円以内の公有財産の寄附の受納に関すること。
 - (36) 1件の予定価格が3,000万円以内の公有財産の処分、交換及び貸付け、物品の貸借並びに財産の賃借に関すること。
 - (37) 第9号及び前5号に掲げるもの以外の事項で1件の予定価格が5,000万円以内の歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。

 - (38) 既に決裁された事項の範囲内における1件の価格が5億円未満の支出負担行為の決定に関すること。
 - (39～(43) 略
 - (44) 電柱、埋設物、自動販売機等に係る行政財産の使用許可及び使用許可の取消しに関すること。
 - (45) 公有財産の所管換え及び所属替えに関すること。
 - (46) 所属及び当該課において歳出予算を所管する地方機関における非常勤職員の雇用に関すること。
 - (47) 略
- 2～4 略
 （地方機関の長の共通決裁事項）
 第10条 地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる（保健所長及び家畜保健衛生所長を除く。）。
- (1)～(20) 略

(22) 略

(21) 略

附 則

この訓令は、令和2年1月10日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所
明